

付 議 第 7 号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県教育委員会規則第7号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則(抜粋)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行
規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、関係規則について規定の整備をしようとするものである。

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

教育委員会規則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条に規定する」を「第4条第1項の規定により」に、「利用の許可」を「利用の許可（以下「利用の許可」という。）」に、「教育委員会に対して、」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、教育委員会が」に改め、同条第2項中「利用の許可に関する業務を条例第2条の」を「青少年の家の管理を条例第2条に規定する」に改め、同条第3項中「申請は、」を「申請は、青少年の家を」に改め、同条第4項中「利用の許可に関する業務」を「青少年の家の管理」に、「指定管理者。次条から第5条まで、第11条及び」を「指定管理者。次条第1項及び第2項、第4条、第5条ただし書、第11条並びに」に改め、「必要と」を削る。

第3条第1項中「青少年の家の利用を許可する」を「利用の許可をする」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「利用の許可」に、「必要と」を「必要がある」とに改める。

第4条第1項中「青少年の家の利用の申請を行った者が申請を取り消し、又は申請」を「申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請」に改め、同条第2項中「青少年の家の利用の許可を」を「利用許可書の交付を」に、「青少年の家の利用の許可の」を「当該利用の許可の」に、「変更の申請を教育委員会に提出しなければ」を「教育委員会に対して、条例第4条第1項の規定による青少年の家の利用の変更の許可の申請をしなければ」に改める。

第5条中「利用する者は、」を「利用する者は、青少年の家の」に改める。

第6条中「条例第4条第1項に規定する」を削り、「使用料を」を「条例第6条に規定する使用料を第3条第1項の」に、「利用後」を「青少年の家の利用を終えた後」に改める。

第7条第2項中「承認したときは、」を「承認するときは教育委員会が」に改める。

第9条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改める。

第10条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第5号中「附属設備等」を「青少年の家の附属設備、備品等」に改め、同条第6号中「汚損又は損傷する」を「汚損し、又は損傷する」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「青少年の家からの退去」に改め、同条第1号中「利用者に」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第2号及び第3号中「当該施設で」を削る。

第12条中「利用者は、施設、設備等」を「青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設、設備、備品等」に改める。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

第13条第1号を削り、同条第2号中「第11条の」を「第11条各号に規定する」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「、寄附行為」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第1号」を「前項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同条第5号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第6号様式によるものとする。

第14条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)					
	電話番号		ファクシミリ番号			

関係書類

- (1) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第11条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(利用の許可の申請)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により青少年の家の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。

第2条 条例第4条に規定する青少年の家の利用の許可を受けようとする者は、教育委員会に対して、別に定める申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、青少年の家の管理を条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用の許可に関する業務を条例第2条の指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、青少年の家を利用する日の1週間前までに行わなければならない。

3 前2項の規定による申請は、利用する日の1週間前までに行わなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会(青少年の家の管理を指定管理者が行う場合にあつては、指定管理者。次条第1項及び第2項、第4条、第5条ただし書、第11条並びに第12条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会(利用の許可に関する業務を指定管理者が行う場合にあつては指定管理者。次条から第5条まで、第11条及び第12条において同じ。)が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

(利用許可書の交付等)

第3条 教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、利用の許可をするときは別記第1号様式による利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第3条 教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、青少年の家の利用を許可するときは別記第1号様式による利用許可書を当該申請者に交付し、許可しないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、利用の許可を行う場合において必要があると認めたときは、研修計画に対して指導助言を行うことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を行う場合において必要と認めたときは、研修計画に対して指導助言を行うことができる。

3 略

3 略

(利用の許可の変更等)

第4条 第2条第1項又は第2項の規定により申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請の内容を変更する場合は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けた者が、当該利用の許可の内容を変更して当該青少年の家を利用しようとするときは、教育委員会に対して、条例第4条第1項の規定による青少年の家の利用の変更の許可の申請をしなければならない。

(設備の制限)

第5条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用料の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者は、条例第6条に規定する使用料を第3条第1項の利用許可書の交付を受ける際又は青少年の家の利用を終えた後速やかに納付しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第7条 略

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは教育委員会が別に定める場合を除き別記第3号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認をしないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第9条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の関係職員が施設の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る青少年の家の施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(遵守事項)

第10条 青少年の家を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(利用の許可の変更等)

第4条 第2条第1項又は第2項の規定により青少年の家の利用の申請を行った者が申請を取り消し、又は申請の内容を変更する場合は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定により青少年の家の利用の許可を受けた者が、青少年の家の利用の許可の内容を変更して当該青少年の家を利用しようとするときは、変更の申請を教育委員会に提出しなければならない。

(設備の制限)

第5条 青少年の家を利用する者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用料の納付の時期)

第6条 条例第4条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、使用料を利用許可書の交付を受ける際又は利用後速やかに納付しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第7条 略

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認したときは、別に定める場合を除き別記第3号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認をしないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第9条 利用者は、青少年の家の関係職員が施設の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る青少年の家の施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで青少年の家の附属設備、備品等を青少年の家の外に持ち出さないこと。

(6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(7) 略

(8) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理上必要な指示に従うこと。

(入場の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、青少年の家への入場を拒み、又は青少年の家からの退去を命ずることができる。

(1) 他の青少年の家を利用する者危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

〇〇 (2) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその政治的活動を_____行おうとする者

(3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対する活動を_____行おうとする者

(4) 略

(汚損等の届出)

第12条 青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設、設備、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第13条 条例第12条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第6号様式によるものとする。

2 条例第12条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで附属設備等を青少年の家の外に持ち出さないこと。

(6) 建物その他の工作物を汚損又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(7) 略

(8) その他青少年の家の管理上必要な指示に従うこと。

(入場の制限)

第11条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、青少年の家への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその政治的活動を当該施設で行おうとする者

(3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対する活動を当該施設で行おうとする者

(4) 略

(汚損等の届出)

第12条 利用者は、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第13条

1 条例第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものが、条例第12条の規定による申請の際に同条第1号の事業計画書のほか提出

- (1) 条例第11条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要であると認める書類

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

6

第6号様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

する書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(別記第6号様式)
- (2) 条例第11条の業務に係る収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第6号様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

(新)

第6号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第11条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第6号様式(第13条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条の規定により高知県立青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申	フリガナ			
	名称			
請	代表者の職・氏名	職名		フリガナ氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
者	高知県内の主たる事務所等の所在地	電話番号		ファクシミリ番号
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 —)		
		電話番号		ファクシミリ番号

関係書類

- (1) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条第1項第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第11条の業務に係る収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類